

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5月28日
【届出者の氏名又は名称】	合同会社シマンテック・インベストメンツ
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区赤坂一丁目11番44号赤坂インターシティ
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル 西村あさひ法律事務所
【電話番号】	(03)5562-8500
【事務連絡者氏名】	弁護士 岩倉 正和 同 志村 直子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	合同会社シマンテック・インベストメンツ (東京都港区赤坂一丁目11番44号赤坂インターシティ) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、合同会社シマンテック・インベストメンツをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、日本ベリサイン株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書記載の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務情報と同等のものではありません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行います。本公開買付けに関する書類の一部が英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬がある場合には、日本語の書類が英語の書類に優先します。

- (注12) 本書には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) 第27A条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果は、「将来に関する記述」を含む明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係人は、「将来に関する記述」を含む明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではなく、実際の結果は大きく異なることがあります。本書の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で、公開買付者が有する情報に基づき作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係人は、将来の事象や状況を反映するために、かかる記述を変更又は修正する義務を負いません。
- (注13) 日本の証券取引関連法制上許容される範囲内で、対象者のフィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付者のフィナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人は、通常の証券取引業務の一環として、公開買付期間（下記で定義されます。）中に、対象者株式を自己勘定又は顧客勘定で売買することがあります。日本の証券取引関連法制上かかる売買について開示が必要な場合、米国株主に対して当該開示書面が交付されます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

日本ベリサイン株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

平成17年3月25日開催の対象者定時株主総会及び平成17年9月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）

平成17年3月25日開催の対象者定時株主総会及び平成18年1月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。また、及びを総称して以下「本新株予約権」といいます。）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の株式を取得及び保有することを目的として平成23年10月7日に設立された合同会社です。本書提出日現在、公開買付者の持分の全てが、アメリカ合衆国デラウェア州にて設立された会社であるシマンテックコーポレーション（Symantec Corporation）（以下「シマンテック」といいます。）（本店：アメリカ合衆国カリフォルニア州マウンテンビュー（Mountain View, CA, United States）、プレジデント、CEO兼ディレクター（President, CEO and Director）：エンリケ・セーラム（Enrique Salem））により保有されています。

本書提出日現在、シマンテックは、対象者普通株式242,416株（対象者の第17期第1四半期報告書（平成24年5月10日提出）に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数である454,790株から上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数8,201株を控除した数である446,589株に対する所有株式数の割合：約54.28%（小数点以下第三位を四捨五入しています。））を保有しています。

公開買付者は、対象者の普通株式（シマンテックが保有する対象者普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得するため、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けは、以下に記載のとおり、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを目的とする一連の取引（以下「本件取引」といいます。）の一環として実施されます。シマンテックが単独で対象者の発行済株式の全てを保有することとするか、シマンテック及び公開買付者が合わせてこれを保有することとするかについては、本書提出日現在未定です。本公開買付けに際して、公開買付者は、シマンテックより、その保有する対象者普通株式の全てである242,416株（上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数である454,790株から上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数8,201株を控除した数である446,589株に対する所有株式数の割合：約54.28%（小数点以下第三位を四捨五入しています。））については本公開買付けに応募しない旨の表明を受けております。公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者の普通株式（シマンテックが保有する対象者普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを買付けるために必要な資金を、本公開買付けの決済の開始日までに、シマンテックから提供される資金によって調達します。なお、本公開買付けでは、公開買付者は買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

対象者によれば、対象者は、平成24年5月25日開催の取締役会において、本公開買付けに対し、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨、本新株予約権については、本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。なお、対象者によれば、対象者の上記取締役会決議は、公開買付者及びシマンテックが、本公開買付け及びその後の一連の手続により、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて対象者の発行済株式の全てを取得することを企図していること及び対象者普通株式を上場廃止とする予定であることを前提として行われたものであるとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者の持分の全てを保有するシマンテックは、昭和63年4月にアメリカ合衆国デラウェア州にて設立された、企業及び個人の情報を守り、管理を実現する為のセキュリティ、ストレージ及びシステム管理ソリューションの提供を主要な

事業の内容とする会社であり、同社の株式は、本書提出日現在、米国ナスダック市場に上場されています。また、対象者は、平成8年2月に設立された、電子認証サービス及び運用アウトソーシングサービス等を主要な事業の内容とする株式会社です。

シマンテックは、平成22年8月9日、平成22年5月19日付Acquisition Agreementに基づき、米国ベリサイン・インクからの認証事業譲受の一環として、日本におけるSSLサーバ証明書サービス及びクライアント認証サービスの販売及びマーケティングを主たる事業としている対象者の発行済普通株式の約54.28%（対象者の第17期第1四半期報告書（平成24年5月10日提出）に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（454,790株）から上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数8,201株を控除した数である446,589株に対する所有株式数（242,416株）の割合）（小数点以下第三位を四捨五入しています。）を、米国ベリサイン・インクから相対で取得しました。この対象者普通株式の取得は、事業譲受の一環として行われたため、公開買付けによらずに行われました。

対象者は、シマンテックのSSLサーバ証明書サービスに関し、日本での製品戦略立案及び製品管理、代理店パートナー等の販売網の開拓、製品・サービスの日本市場向けローカライゼーション、プロダクトマーケティング及びダイレクトマーケティング、販売、製品サポート及び認証を行っています。対象者のクライアント認証サービスは、マネージドPKIサービス（電子認証局業務のアウトソーシングサービス）、使い捨てパスワードによる強固な二要素認証を実現するワンタイムパスワード（VIP）及びオンライン詐欺を防止するリスクベース認証に大別され、対象者は、これらのソリューションに関しても、日本での製品戦略立案及び製品管理、ローカライゼーション、プロダクトマーケティング、製品サポート及び販売を行っています。また、対象者は、これらの事業を行うため、川崎市と札幌市でデータセンターを運営しています。

対象者の平成23年12月期の連結売上高は6,788百万円であり、その主な内訳は、SSLサーバ証明書サービスによる売上高が4,723百万円、マネージドPKIを主力とするクライアント認証サービスの売上高が1,933百万円となっております。また、ドメイン管理サービスの再販等を主とするその他サービスの売上高は131百万円となっております。

近年、対象者のSSLサーバ証明書サービス及びクライアント認証サービスは、厳しい状況にあり、主力の認証製品の売上高は、平成21年から平成22年にかけては約11%減少しましたが、平成23年には約5%増加して回復しました。対象者はそのSSLサーバ証明書製品を、高付加価値ゆえ相対的に高価格に設定しておりますが、競合他社による低価格攻勢により、厳しい競争環境におかれています。

シマンテックは、他の地域においては、マルウェアスキャン（ウェブサイトが悪意のあるソフトウェアやコードが含まれていないかを1日に1回自動的にスキャンする機能）、シールインサーチ（検索結果にノートン™セキュアドシールを表示するサービス）及び脆弱性スキャン等の付加価値サービスを通じてSSLサーバ証明書製品を差別化するという戦略を推進しています。また、対象者は日本において同様の戦略を推進し、法人向け直接販売、ウェブサイトを通じての直接販売、及び事業パートナーといった各販売網を通じて、SSLサーバ証明書製品を販売しています。

クライアント証明書及びVIPの販売は、クラウドビジネス環境の整備に伴い増加傾向にありますが、他製品との組み合わせによるソリューションが、今まで以上に求められています。

本公開買付けの第一の戦略的な目的は、SSLサーバ証明書サービス及びクライアント認証サービス双方の成長を促進することです。また、対象者の非上場化により実現する一般管理費削減分を、事業に再投資することも検討しております。

SSLサーバ証明書サービスに関しては、停滞気味の日本におけるSSL事業を改善させることを目的としています。対象者のSSLサーバ証明書サービスによる連結売上高は、市場における競争激化や日本国内における相対的に高い価格設定もあり、平成22年12月期の4,586百万円から平成23年12月期には4,723百万円へ増加したものの、平成21年12月期の5,291百万円からは減少しました。一方、世界のその他の地域の市場では、シマンテックのSSLサーバ証明書の受注高は、過去の4四半期において、平均して前年対比8%増で推移しています。これは、製品の差別化、マーケティングの強化といった施策によるものです。本公開買付けの完了後、シマンテックは、製品差別化のローカライズを加速し、契約更新比率を向上させるとともに新規顧客向け事業を拡充するために、他の地域で功を奏したマーケティング戦略を実行することも検討しています。

シマンテック及び対象者は、平成22年8月以来、対象者の企業価値を最大化するための様々な手段を検討してきました。その結果、シマンテックは、対象者及びシマンテックが望ましい成長を実現するためには、シマンテックと対象者の間でより緊密な関係を構築することが最善の方法であるとの結論に至り、平成24年5月25日、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを目的とする一連の取引の一環として、公開買付者に、対象者の普通株式（シマンテックが保有する対象者普通株式及び対象者が保有する自己株式

を除きます。)及び本新株予約権を本公開買付けにより取得させることを決定いたしました。とりわけ、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることにより、対象者は、シマンテックのブランド及びその他の共通のリソースをより効果的に活用することができるようになり、迅速な意思決定を通じて、競争の激しい市場における環境の変化に早期に対応することができるようになると考えております。(シマンテックが単独で対象者の発行済株式の全てを保有することとするか、シマンテック及び公開買付者が合わせてこれを保有することとするかについては、本書提出日現在未定です。)なお、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とした後における対象者の役員構成の詳細については未定です。

本公開買付けが完了した場合、シマンテックは、製品の差別化を一層強化し、対象者のSSLサーバ証明書及びクライアント認証サービスの販売体制を見直すことも検討しています。また、シマンテックは、世界的な戦略を活用し、既存の社内営業体制を改善することにより、SSLサーバ証明書の契約更新比率の向上、新しい事業に注力するための環境整備、マーケティング費用の増加等も検討しています。

クライアント認証サービスについては、本公開買付けが完了した場合、シマンテックは、対象者のクライアント認証サービスとシマンテックの他製品を組み合わせたソリューションを用意し、シマンテックの日本法人である株式会社シマンテックの販売力も活用し、対象者の販売部隊と共同して、クライアント認証サービスの成長を促進させる予定です。

対象者普通株式に係る本公開買付けの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を決定するために、公開買付者及びシマンテックは、対象者より提供された事業戦略、商品及び顧客等に関する情報、並びに損益計算書等を含む財務情報に基づき、対象者の財務・事業を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者及びシマンテックは、対象者普通株式が一般的に金融商品取引所を通じて売買されていることに鑑みて、過去6ヶ月間における株価推移を参考に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通しを勘案した結果、本公開買付価格を44,000円とすることに決定いたしました。なお、対象者との協議・交渉に際しては、過去に行われた本公開買付けと同種の本公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を参照しております。公開買付者及びシマンテックは、本公開買付価格の決定に際しては、上記のとおり、財務情報等の客観的な資料に基づきつつ、対象者の株式価値に関するその他の諸要素(対象者より提供された事業戦略、商品及び顧客等に関する情報、並びに株価推移)を総合的に考慮した上で、対象者の取締役会が設置した第三者委員会(下記で定義されます。)との間で複数回実施された真摯な協議・交渉(詳細は、下記「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「対象者における独立した第三者委員会の設置」をご参照下さい。)の結果等を踏まえることにより本公開買付価格を決定しようとするため、第三者算定機関の算定書は取得していません。

本公開買付価格である44,000円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成24年5月24日の対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における終値(24,890円)に対して約76.78%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間(平成24年4月25日から平成24年5月24日まで)の終値単純平均(27,374円(小数点以下第一位を四捨五入しています。))に対して約60.74%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを、同過去3ヶ月間(平成24年2月27日から平成24年5月24日まで)の終値単純平均(29,022円(小数点以下第一位を四捨五入しています。))に対して約51.61%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを、同過去6ヶ月間(平成23年11月25日から平成24年5月24日まで)の終値単純平均(27,705円(小数点以下第一位を四捨五入しています。))に対して約58.82%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを加えた額に相当します。

なお、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成24年5月25日の対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における終値(25,300円)に対して約73.91%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを加えた額に相当します。

本公開買付けの対象に含まれる本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであります。本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならないこととされていますが、対象者は、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに応募された本新株予約権の買付けに関しては、本公開買付けの完了、及び、公開買付者又は本新株予約権を保有する者から対象者に対して会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同様とします。)に定める譲渡承認請求がなされることを停止条件として、公開買付者への本新株予約権の譲渡を承認する旨の決議を行ったとのこと。本新株予約権のいずれについても、本書提出日現在において既に行使期間が開始しているところ、本書提出日現在において、本新株予約権についてはいずれも、対象者普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っていることから、公開買付者は、各本新株予約権の買付価格は、1円とすることを決定しております。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者によれば、対象者は、公開買付者及び公開買付者の完全親会社であるシマンテックからの本件取引の提案が、構造的な利益相反を伴うものであり、対象者の少数株主の利益を確保する必要があることから、本公開買付けについての取締役会の意見を決定するに際し、以下の過程を経たとのことです。

対象者は、平成23年8月3日に、シマンテックから本件取引の提案を受けたため、平成23年8月5日に対象者取締役会を開催し、同取締役会において、()当時の対象者の社外監査役であった梅野晴一郎氏(弁護士)、並びに社外有識者である藤崎清孝氏(株式会社オークネット 代表取締役社長)及び新井達哉氏(太陽A S G有限責任監査法人 代表社員 公認会計士)により構成される第三者委員会(以下「旧第三者委員会」といいます。)を設置し、同委員会に対し、シマンテックが対象者の全株式の取得を目的として実施する公開買付けについて対象者取締役会が賛成すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うことを諮問するとともに、当該公開買付けに関し、必要に応じ、対象者又は対象者の株主のために、シマンテックとの間で協議・交渉を行うことを委嘱すること、()本件取引に関する対象者の財務アドバイザーは旧第三者委員会が指名する者とする事、及び、本件取引に関する対象者の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定することを決議したとのこと。その後、旧第三者委員会は、複数の財務アドバイザーの候補者の中から、財務アドバイザーとして野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を指名したため、野村證券が対象者の財務アドバイザーとして選任されたとのことです。

対象者によれば、旧第三者委員会は、合計12回開催され、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら、本件取引が対象者の企業価値に与える影響及び本件取引が対象者の株主利益に与える影響の観点から、情報の収集・検討等を行い、また、シマンテックとの間で本件取引に関する協議・交渉を行ったとのことです。

旧第三者委員会とシマンテックの協議・交渉においては、主にシマンテックが提示する買付価格の妥当性が論点となり、旧第三者委員会は、シマンテックから初めて買付価格の提示を受けた平成23年10月4日以降、シマンテックとの間で、シマンテックが提示する買付価格を引き上げるよう協議・交渉を続けてきましたが、旧第三者委員会においてシマンテックが最終的に提示した買付価格(以下「旧提示価格」といいます。)に賛同するに至らなかったことから、平成23年11月28日付で旧第三者委員会とシマンテックとの間の協議・交渉は終了し、対象者は、平成23年12月22日開催の対象者取締役会において、旧第三者委員会への諮問を終了する旨の決議を行ったとのことです。

その後、対象者は、平成24年3月30日に、シマンテックから再度本件取引の提案を受けたため、平成24年4月2日に対象者取締役会を開催し、同取締役会において、()旧第三者委員会の委員であった梅野晴一郎氏、藤崎清孝氏及び新井達哉氏、並びに、平成24年3月29日に対象者の社外取締役役に就任した林新氏から構成される第三者委員会(以下「新第三者委員会」といい、旧第三者委員会と総称して以下「第三者委員会」といいます。)を設置し、同委員会に対し、(a)本公開買付けについて対象者取締役会が賛成すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、並びに、(b)本公開買付けについて対象者取締役会が賛同すること、及び、本公開買付け後にシマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて対象者の発行済株式の全てを取得するための手続の実施を対象者取締役会が決定することが、少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べることを諮問するとともに、本公開買付けに関し、必要に応じ、対象者又は対象者の株主のために、シマンテックとの間で協議・交渉を行うことを委嘱する旨を決議し、また、()本件取引に関する対象者の財務アドバイザーは新第三者委員会が指名する者とする事、及び、本件取引に関する対象者の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定することを決議したとのこと。その後、新第三者委員会は、財務アドバイザーとして野村證券を指名したため、野村證券が対象者の財務アドバイザーとして選任されたとのことです。

対象者によれば、新第三者委員会は、合計10回開催され、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら、本件取引が対象者の企業価値に与える影響及び本件取引が対象者の株主利益に与える影響の観点から、情報の収集・検討等を行い、また、シマンテックとの間で本件取引に関する協議・交渉を行ったとのことです。かかる協議・交渉の結果、シマンテックから、旧提示価格を上回る額の本公開買付価格が提示されるに至ったとのことです。

具体的には、新第三者委員会は、シマンテックに対する質問書の送付、対象者経営陣及びシマンテックに対するヒアリングを実施するとともに、野村證券から対象者普通株式の株式価値についての分析結果の報告を受けること等により、本公開買付けに係る情報収集を行い、それを踏まえて野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら慎重に本公開買付けについての検討を行ったとのことです。

対象者によれば、新第三者委員会は、これらの情報収集及び検討結果を踏まえ、本公開買付けを含む本件取引の実施により、対象者のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により対象者の企業価値が向上すると考えることには一定の合理性が認められ、他方、本件取引の実行が対象者の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まることから、本件取引が対象者の企業価値を向上させるものであると判断することは、合理的であるとの結論に至ったとのこと

です。

また、新第三者委員会は、本公開買付価格について、野村証券からの助言を得ながら、シマンテックとの間で、複数回の電話会議による直接交渉を含む、真摯な協議・交渉等を行ったとのことです。なお、新第三者委員会は、野村証券から、下記「対象者における公開買付者から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり野村証券が平成24年5月25日付で対象者に提出した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンのうち、株式価値算定書のドラフトの最終版に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受けるとともに、フェアネス・オピニオンのドラフトの最終版に基づき、本公開買付価格が対象者の株主にとって財務的見地より妥当である旨の説明を受けたとのことです。

そして、新第三者委員会は、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、委員全員一致の意見により、対象者取締役会に対し、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をすることは相当である旨、並びに、公開買付者による本公開買付けについて対象者取締役会が賛同すること及び本公開買付け後にシマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて対象者の発行済株式の全てを取得するための手続の実施を対象者取締役会が決定することは対象者の少数株主にとって不利益ではない旨の答申を行い、その詳細を記載した答申書を同日付で提出したとのことです。

なお、対象者によれば、第三者委員会の各委員はいずれも、シマンテック及び公開買付者との間で利害関係を有しておらず、対象者は、第三者委員会の各委員は本件取引に関し対象者の一般株主と利益は相反していないと考えているとのことです。

対象者における公開買付者から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得
対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、その公正性を担保すべく、公開買付者及びシマンテックから独立した第三者算定機関である野村証券に対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村証券は、対象者との間に一定の取引関係がありますが、公開買付者及びシマンテックとの間で利害関係を有していないこと、上記「対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、対象者による本件取引に関する対象者の財務アドバイザーへの野村証券の選任は、本件取引に関し対象者の一般株主との間に利益相反のない委員から構成される新第三者委員会の指名に基づいていること等から、対象者は、野村証券は本件取引に関し対象者の一般株主と利益は相反していないと考えているとのことです。

野村証券は、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて、対象者の普通株式の株式価値分析を実施し、対象者は、野村証券から平成24年5月25日付で株式価値算定書を入手したとのことです。

上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 24,890円から29,022円

類似会社比較法 36,025円から39,076円

DCF法 42,767円から46,630円

市場株価平均法では、平成24年5月24日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者の普通株式の、基準日終値（24,890円）、直近1週間の終値平均（25,040円）、直近1ヶ月の終値平均（27,374円）、直近3ヶ月の終値平均（29,022円）及び直近6ヶ月の終値平均（27,705円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を24,890円から29,022円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を36,025円から39,076円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成24年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を42,767円から46,630円までと分析しているとのことです。なお、野村証券へ提出した対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

さらに、対象者は、平成24年5月25日、野村証券より、本公開買付価格である44,000円は対象者の株主にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領しているとのことです。

なお、対象者は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定書を取得していないとのことです。

対象者における公開買付者から独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、公開買付者及びシマンテックから独立した対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けの手續の適法性、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程の公正性についての助言を受け、シマンテックが提案した本件取引を対象者が受け容れるための条件、本公開買付けの具体的な条件及び手續、実施時期等の諸条件について慎重に検討したとのことである。

対象者における利害関係のない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者によれば、対象者は、シマンテック及び公開買付者からの本公開買付けに関する説明、野村證券から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、新第三者委員会の答申等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者は、本公開買付けを含む本件取引の実施により、対象者のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により対象者の企業価値が向上すると考えられ、他方、本件取引の実行が対象者の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まること、旧提示価格を上回る本公開買付価格も妥当なものであること等から、本件取引は対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであると判断し、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、後記のスコット・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを前提とした本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、当該取締役会において、同じく後記のスコット・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、本新株予約権については、買付価格が1円であることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

そして、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名中、出席監査役3名）はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、シマンテックから当初本件取引の提案がなされ、シマンテックと対象者との間で本件取引についての具体的な議論が開始された平成23年8月3日から平成24年3月28日までの期間については、同期間における対象者の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏、及びシマンテックのシニア・バイスプレジデントを兼任していたフランシス・デスーザ氏（なお、フランシス・デスーザ氏は平成24年3月29日付で対象者の取締役を退任しているとのことです。）は、本件取引について、利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることから、いずれも対象者取締役会における本件取引に関する議題の審議及び決議に一切参加していないとのことです。

平成24年3月29日以降の期間については、同期間における対象者の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏及びシマンテックのバイスプレジデントを兼任しているフラン・ロッシュ氏（なお、フラン・ロッシュ氏は平成24年3月29日付で対象者の取締役に就任したとのことです。）は、本件取引について利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある一方で、対象者の全取締役4名のうち2名を占めることから、本公開買付けへの意見の表明を含む対象者取締役会における本件取引に関する議題の審議及び決議について、スコット・テイラー氏はかかる審議及び決議が行われた対象者取締役会に欠席する一方、フラン・ロッシュ氏は定足を満たすため当該取締役会に電話会議システムを利用して出席したものの、上記審議において一切発言せず、また決議においては棄権しているとのことです。また、スコット・テイラー氏、フラン・ロッシュ氏及びフランシス・デスーザ氏は、いずれも、対象者の立場において本件取引に関するシマンテック及び公開買付者との協議・交渉等に参加していないとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上に加え、法令に定められた公開買付期間は最短で20営業日であるところ、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を30営業日に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに対する応募についての適切な判断の機会を確保しつつ、公開買付者以外の他の買付者による買付けの機会を確保し、もって本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

さらに、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に当該対抗買付者が対象者との間で接触又は交渉等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定と併せて、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けが完了した場合で、本公開買付けにより公開買付者が対象者の発行済普通株式（シマンテックが保有する普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。以下、本「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において同じです。）の全てを取得できなかった場合には、シマンテック及び公開買付者は、以下の方法により、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて対象者の発行済株式の全てを取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが完了した後、シマンテック及び公開買付者は、対象者の定款の一部を変更し、対象者において普通株式とは別の種類の対象者の株式を発行できるものとする事により、対象者を会社法に規定する種類株式発行会社に変更すること、対象者の定款の一部を変更し、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び対象者が全部取得条項が付された対象者普通株式の全部（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに普通株式とは別の種類の対象者の株式を交付することについての議案を含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する予定です。

また、上記臨時株主総会にて上記のご承認をいただきますと、対象者は会社法に規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、シマンテック及び公開買付者は、上記臨時株主総会の開催日と同日に上記種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、シマンテック及び公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された普通株式とされた上で、全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）対象者に取得され、対象者の株主（対象者を除きます。）の皆様には当該取得の対価として普通株式とは別の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の株式の数に1株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当該別の種類の対象者株式を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別の種類の対象者株式の売却の結果、当該株主に対して交付される金銭の額については、本公開買付けにおける本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて対象者の発行済株式の全てを保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（シマンテック及び公開買付者を除きます。）の皆様に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。なお、公開買付者に対し交付しなければならない対象者の株式の数を1株に満たない端数とする場合には、シマンテックが単独で対象者の発行済株式の全てを保有することとなり、公開買付者に対し交付しなければならない対象者の株式の数を1株以上の数とする場合には、シマンテック及び公開買付者が合わせてこれを保有することとなりますが、いずれの方法を採用するかについては、本書提出日現在未定です。

上記乃至の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。この方法により取得される当該普通株式1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。上記のほか、上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められておりますが、この方法については、上記の株主総会決議に基づき普通株式の全部取得が効力を生じ、株主が当該普通株式を失った場合は、会社法第117条第2項に定める買取価格決定の申立ての適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、上記乃至の手続については、それぞれ、会社法及び対象者の定款上、これらの定める定足数を満たした対象者の株主総会・種類株主総会において、出席した株主の議決権の3分の2以上にあたる多数による決議がなされることが必要であるため、シマンテック及び公開買付者は、シマンテックが保有する株式数（242,416株）に本公開買付けに応募された対象者の普通株式の総数を加えた数が、対象者の第17期第1四半期報告書（平成24年5月10日提出）に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（454,790株）から上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数8,201株を控除した数である446,589株に占める比率（以下「応募比率」といいます。）が、3分の2以上（株式数にして297,726株以上）に達した場合には、上記乃至の手続の実行を対象者に要請いたしますが、応募比率が3分の2未満となった場合には、本公開買付けは実施されるものの、上記乃至の手続の実行の要請を見合わせることを企図しており、シマンテック及び公開買付者がかかる要請を行わず、対象者により上記乃至

の手續が実行されない場合、対象者普通株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場を維持することとなる予定です。また、応募比率が3分の2以上に達した場合であっても、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び対象者の株主の皆様を対象者普通株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、シマンテック及び公開買付者は、シマンテック、公開買付者及び対象者以外の対象者の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該対象者の各株主の皆様に交付する金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。シマンテック及び公開買付者は、上記乃至の手續の実行を対象者に要請する場合には、対象者に対して、原則として、本公開買付けの完了後速やかに上記乃至の手續を開始し、平成24年11月を目処に上記乃至の手續を完了させるよう要請することを予定しております。以上の場合における具体的な手續及びその実施時期については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

なお、本公開買付けは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の皆様を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記の各手續における税務上の取扱いについては、株主等の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家その他の専門家にご確認下さい。

公開買付者は、本公開買付けが完了したものの、取得しなかった対象者の本新株予約権について、対象者に対し、当該本新株予約権を消滅させるために必要な手續を行うことを要請する予定です。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は、東京証券取引所の定めるマザーズ市場の上場廃止基準に従って、所定の手續を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの完了後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手續を実行する予定であり、その場合には、対象者普通株式は、所定の手續を経て上場廃止になります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することができなくなります。また、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手續が実行される場合、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われず、本公開買付けにおいて応募比率が3分の2未満となった場合には、本公開買付けは実施されるものの、シマンテック及び公開買付者は、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手續の実行の要請を見合わせることを企図しており、シマンテック及び公開買付者がかかる要請を行わず、対象者により当該手續が実行されない場合、対象者普通株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場を維持することとなる予定です。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けは、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを目的とする一連の取引の一環として実施されるため、公開買付者は、シマンテックより、その保有する対象者普通株式の全てである242,416株（対象者の第17期第1四半期報告書（平成24年5月10日提出）に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数である454,790株から上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数8,201株を控除した数である446,589株に対する所有株式数の割合：約54.28%（小数点以下第三位を四捨五入しています。））については本公開買付けに応募しない旨の表明を受けております。（シマンテックが単独で対象者の発行済株式の全てを保有することとするか、シマンテック及び公開買付者が合わせてこれを保有することとするかについては、本書提出日現在未定です。）

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年5月28日（月曜日）から平成24年7月6日（金曜日）まで（30営業日）
公告日	平成24年5月28日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金44,000円
新株予約権証券	第7回新株予約権 1個につき金1円 第8回新株予約権 1個につき金1円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>本公開買付価格を決定するために、公開買付者及びシマンテックは、対象者より提供された事業戦略、商品及び顧客等に関する情報、並びに損益計算書等を含む財務情報に基づき、対象者の財務・事業を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者及びシマンテックは、対象者普通株式が一般的に金融商品取引所を通じて売買されていることに鑑みて、過去6ヶ月間における株価推移を参考に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通しを勘案した結果、本公開買付価格を44,000円とすることに決定いたしました。なお、対象者との協議・交渉に際しては、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を参照しております。公開買付者及びシマンテックは、本公開買付価格の決定に際しては、上記のとおり、財務情報等の客観的な資料に基づきつつ、対象者の株式価値に関するその他の諸要素（対象者より提供された事業戦略、商品及び顧客等に関する情報、並びに株価推移）を総合的に考慮した上で、対象者の取締役役会が設置した第三者委員会との間で複数回実施された真摯な協議・交渉（詳細は、下記「算定の経緯」の「（買付価格の公正性を担保するための措置）」の「対象者における独立した第三者委員会の設置」をご参照下さい。）の結果等を踏まえることにより本公開買付価格を決定しうると判断したため、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格である44,000円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成24年5月24日の対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における終値（24,890円）に対して約76.78%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間（平成24年4月25日から平成24年5月24日まで）の終値単純平均（27,374円（小数点以下第一位を四捨五入しています。））に対して約60.74%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを、同過去3ヶ月間（平成24年2月27日から平成24年5月24日まで）の終値単純平均（29,022円（小数点以下第一位を四捨五入しています。））に対して約51.61%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを、同過去6ヶ月間（平成23年11月25日から平成24年5月24日まで）の終値単純平均（27,705円（小数点以下第一位を四捨五入しています。））に対して約58.82%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを加えた額に相当します。</p> <p>なお、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成24年5月25日の対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における終値（25,300円）に対して約73.91%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを加えた額に相当します。</p>

	<p>(2) 本新株予約権</p> <p>本公開買付けの対象に含まれる本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであります。本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならないこととされていますが、対象者は、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに応募された本新株予約権の買付けに関しては、本公開買付けの完了、及び、公開買付者又は本新株予約権を保有する者から対象者に対して会社法に定める譲渡承認請求がなされることを停止条件として、公開買付者への本新株予約権の譲渡を承認する旨の決議を行ったとのことです。本新株予約権のいずれについても、本書提出日現在において既に行使期間が開始しているところ、本書提出日現在において、本新株予約権についてはいずれも、対象者普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っていることから、公開買付者は、各本新株予約権の買付価格は、1円とすることを決定しております。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者の持分の全てを保有するシマンテックは、昭和63年4月にアメリカ合衆国デラウェア州にて設立された、企業及び個人の情報を守り、管理を実現する為のセキュリティ、ストレージ及びシステム管理ソリューションの提供を主要な事業の内容とする会社であり、同社の株式は、本書提出日現在、米国ナスダック市場に上場されています。また、対象者は、平成8年2月に設立された、電子認証サービス及び運用アウトソーシングサービス等を主要な事業の内容とする株式会社です。</p> <p>シマンテックは、平成22年8月9日、平成22年5月19日付Acquisition Agreementに基づき、米国ベリサイン・インクからの認証事業譲受の一環として、日本におけるSSLサーバ証明書サービス及びクライアント認証サービスの販売及びマーケティングを主たる事業としている対象者の発行済普通株式の約54.28%（対象者の第17期第1四半期報告書（平成24年5月10日提出）に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（454,790株）から上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数8,201株を控除した数である446,589株に対する所有株式数（242,416株）の割合）（小数点以下第三位を四捨五入しています。）を、米国ベリサイン・インクから相対で取得しました。この対象者普通株式の取得は、事業譲受の一環として行われたため、公開買付けによらずに行われました。</p> <p>対象者は、シマンテックのSSLサーバ証明書サービスに関し、日本での製品戦略立案及び製品管理、代理店パートナー等の販売網の開拓、製品・サービスの日本市場向けローカライゼーション、プロダクトマーケティング及びダイレクトマーケティング、販売、製品サポート及び認証を行っています。対象者のクライアント認証サービスは、マネージドPKIサービス（電子認証局業務のアウトソーシングサービス）、使い捨てパスワードによる強固な二要素認証を実現するワンタイムパスワード（VIP）及びオンライン詐欺を防止するリスクベース認証に大別され、対象者は、これらのソリューションに関しても、日本での製品戦略立案及び製品管理、ローカライゼーション、プロダクトマーケティング、製品サポート及び販売を行っています。また、対象者は、これらの事業を行うため、川崎市と札幌市でデータセンターを運営しています。</p> <p>対象者の平成23年12月期の連結売上高は6,788百万円であり、その主な内訳は、SSLサーバ証明書サービスによる売上高が4,723百万円、マネージドPKIを主力とするクライアント認証サービスの売上高が1,933百万円となっております。また、ドメイン管理サービスの再販等を主とするその他サービスの売上高は131百万円となっております。</p>

近年、対象者のSSLサーバ証明書サービス及びクライアント認証サービスは、厳しい状況にあり、主力の認証製品の売上高は、平成21年から平成22年にかけては約11%減少しましたが、平成23年には約5%増加して回復しました。対象者はそのSSLサーバ証明書製品を、高付加価値ゆえ相対的に高価格に設定しておりますが、競合他社による低価格攻勢により、厳しい競争環境におかれています。

シマンテックは、他の地域においては、マルウェアスキャン（ウェブサイトが悪意のあるソフトウェアやコードが含まれていないかを1日に1回自動的にスキャンする機能）、シールインサーチ（検索結果にノートン™セキュアドシールを表示するサービス）及び脆弱性スキャン等の付加価値サービスを通じてSSLサーバ証明書製品を差別化するという戦略を推進しています。また、対象者は日本において同様の戦略を推進し、法人向け直接販売、ウェブサイトを通じての直接販売、及び事業パートナーといった各販売網を通じて、SSLサーバ証明書製品を販売しています。

クライアント証明書及びVIPの販売は、クラウドビジネス環境の整備に伴い増加傾向にありますが、他製品との組み合わせによるソリューションが、今まで以上に求められています。

本公開買付けの第一の戦略的な目的は、SSLサーバ証明書サービス及びクライアント認証サービス双方の成長を促進することです。また、対象者の非上場化により実現する一般管理費削減分を、事業に再投資することも検討しております。

SSLサーバ証明書サービスに関しては、停滞気味の日本におけるSSL事業を改善させることを目的としています。対象者のSSLサーバ証明書サービスによる連結売上高は、市場における競争激化や日本国内における相対的に高い価格設定もあり、平成22年12月期の4,586百万円から平成23年12月期には4,723百万円へ増加したものの、平成21年12月期の5,291百万円からは減少しました。一方、世界のその他の地域の市場では、シマンテックのSSLサーバ証明書の受注高は、過去の4四半期において、平均して前年対比8%増で推移しています。これは、製品の差別化、マーケティングの強化といった施策によるものです。本公開買付けの完了後、シマンテックは、製品差別化のローカライズを加速し、契約更新比率を向上させるとともに新規顧客向け事業を拡充するために、他の地域で功を奏したマーケティング戦略を実行することも検討しています。

シマンテック及び対象者は、平成22年8月以来、対象者の企業価値を最大化するための様々な手段を検討してきました。その結果、シマンテックは、対象者及びシマンテックが望ましい成長を実現するためには、シマンテックと対象者の間でより緊密な関係を構築することが最善の方法であるとの結論に至り、平成24年5月25日、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを目的とする一連の取引の一環として、公開買付者に、対象者の普通株式（シマンテックが保有する対象者普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権を本公開買付けにより取得させることを決定いたしました。とりわけ、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることにより、対象者は、シマンテックのブランド及びその他の共通のリソースをより効果的に活用することができるようになり、迅速な意思決定を通じて、競争の激しい市場における環境の変化に早期に対応することができるようになると考えております。（シマンテックが単独で対象者の発行済株式の全てを保有することとするか、シマンテック及び公開買付者が合わせてこれを保有することとするかについては、本書提出日現在未定です。）なお、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とした後における対象者の役員構成の詳細については未定です。

本公開買付けが完了した場合、シマンテックは、製品の差別化を一層強化し、対象者のSSLサーバ証明書及びクライアント認証サービスの販売体制を見直すことも検討しています。また、シマンテックは、世界的な戦略を活用し、既存の社内営業体制を改善することにより、SSLサーバ証明書の契約更新比率の向上、新しい事業に注力するための環境整備、マーケティング費用の増加等も検討しています。

クライアント認証サービスについては、本公開買付けが完了した場合、シマンテックは、対象者のクライアント認証サービスとシマンテックの他製品を組み合わせたソリューションを用意し、シマンテックの日本法人である株式会社シマンテックの販売力も活用し、対象者の販売部隊と共同して、クライアント認証サービスの成長を促進させる予定です。

本公開買付価格を決定するために、公開買付者及びシマンテックは、対象者より提供された事業戦略、商品及び顧客等に関する情報、並びに損益計算書等を含む財務情報に基づき、対象者の財務・事業を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者及びシマンテックは、対象者普通株式が一般的に金融商品取引所を通じて売買されていることに鑑みて、過去6ヶ月間における株価推移を参考に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通しを勘案した結果、本公開買付価格を44,000円とすることに決定いたしました。なお、対象者との協議・交渉に際しては、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を参照しております。公開買付者及びシマンテックは、本公開買付価格の決定に際しては、上記のとおり、財務情報等の客観的な資料に基づきつつ、対象者の株式価値に関するその他の諸要素（対象者より提供された事業戦略、商品及び顧客等に関する情報、並びに株価推移）を総合的に考慮した上で、対象者の取締役会が設置した第三者委員会との間で複数回実施された真摯な協議・交渉（詳細は、下記「（買付価格の公正性を担保するための措置）」の「対象者における独立した第三者委員会の設置」をご参照下さい。）の結果等を踏まえることにより本公開買付価格を決定しうると判断したため、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

本公開買付価格である44,000円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成24年5月24日の対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における終値（24,890円）に対して約76.78%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間（平成24年4月25日から平成24年5月24日まで）の終値単純平均（27,374円（小数点以下第一位を四捨五入しています。））に対して約60.74%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを、同過去3ヶ月間（平成24年2月27日から平成24年5月24日まで）の終値単純平均（29,022円（小数点以下第一位を四捨五入しています。））に対して約51.61%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを、同過去6ヶ月間（平成23年11月25日から平成24年5月24日まで）の終値単純平均（27,705円（小数点以下第一位を四捨五入しています。））に対して約58.82%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを加えた額に相当します。

なお、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成24年5月25日の対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における終値（25,300円）に対して約73.91%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを加えた額に相当します。

本公開買付けの対象に含まれる本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであります。本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならないこととされていますが、対象者は、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに応募された本新株予約権の買付けに関しては、本公開買付けの完了、及び、公開買付者又は本新株予約権を保有する者から対象者に対して会社法に定める譲渡承認請求がなされることを停止条件として、公開買付者への本新株予約権の譲渡を承認する旨の決議を行ったとのことです。本新株予約権のいずれについても、本書提出日現在において既に行使期間が開始しているところ、本書提出日現在において、本新株予約権についてはいずれも、対象者普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っていることから、公開買付者は、各本新株予約権の買付価格は、1円とすることを決定しております。

(買付価格の公正性を担保するための措置)

対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者によれば、対象者は、公開買付者及び公開買付者の完全親会社であるシマンテックからの本件取引の提案が、構造的な利益相反を伴うものであり、対象者の少数株主の利益を確保する必要性があることから、本公開買付けについての取締役会の意見を決定するに際し、以下の過程を経たとのことです。

対象者は、平成23年8月3日に、シマンテックから本件取引の提案を受けたため、平成23年8月5日に対象者取締役会を開催し、同取締役会において、()旧第三者委員会を設置し、同委員会に対し、シマンテックが対象者の全株式の取得を目的として実施する公開買付けについて対象者取締役会が賛成すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うことを諮問するとともに、当該公開買付けに関し、必要に応じ、対象者又は対象者の株主のために、シマンテックとの間で協議・交渉を行うことを委嘱すること、()本件取引に関する対象者の財務アドバイザーは旧第三者委員会が指名する者とすること、及び、本件取引に関する対象者の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定することを決議したとのことです。その後、旧第三者委員会は、複数の財務アドバイザーの候補者の中から、財務アドバイザーとして野村證券を指名したため、野村證券が対象者の財務アドバイザーとして選任されたとのことです。

対象者によれば、旧第三者委員会は、合計12回開催され、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら、本件取引が対象者の企業価値に与える影響及び本件取引が対象者の株主利益に与える影響の観点から、情報の収集・検討等を行い、また、シマンテックとの間で本件取引に関する協議・交渉を行ったとのことです。

旧第三者委員会とシマンテックの協議・交渉においては、主にシマンテックが提示する買付価格の妥当性が論点となり、旧第三者委員会は、シマンテックから初めて買付価格の提示を受けた平成23年10月4日以降、シマンテックとの間で、シマンテックが提示する買付価格を引き上げるよう協議・交渉を続けてきましたが、旧第三者委員会において旧提示価格に賛同するに至らなかったことから、平成23年11月28日付で旧第三者委員会とシマンテックとの間の協議・交渉は終了し、対象者は、平成23年12月22日開催の対象者取締役会において、旧第三者委員会への諮問を終了する旨の決議を行ったとのことです。

その後、対象者は、平成24年3月30日に、シマンテックから再度本件取引の提案を受けたため、平成24年4月2日に対象者取締役会を開催し、同取締役会において、()新第三者委員会を設置し、同委員会に対し、(a)本公開買付けについて対象者取締役会が賛成するべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、並びに、(b)本公開買付けについて対象者取締役会が賛同すること、及び、本公開買付け後にシマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて対象者の発行済株式の全てを取得するための手続の実施を対象者取締役会が決定することが、少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べることを諮問するとともに、本公開買付けに関し、必要に応じ、対象者又は対象者の株主のために、シマンテックとの間で協議・交渉を行うことを委嘱する旨を決議し、また、()本件取引に関する対象者の財務アドバイザーは新第三者委員会が指名する者とする事、及び、本件取引に関する対象者の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定することを決議したとのことです。その後、新第三者委員会は、財務アドバイザーとして野村證券を指名したため、野村證券が対象者の財務アドバイザーとして選任されたとのことです。

対象者によれば、新第三者委員会は、合計10回開催され、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら、本件取引が対象者の企業価値に与える影響及び本件取引が対象者の株主利益に与える影響の観点から、情報の収集・検討等を行い、また、シマンテックとの間で本件取引に関する協議・交渉を行ったとのことです。かかる協議・交渉の結果、シマンテックから、旧提示価格を上回る額の本公開買付価格が提示されるに至ったとのことです。

具体的には、新第三者委員会は、シマンテックに対する質問書の送付、対象者経営陣及びシマンテックに対するヒアリングを実施するとともに、野村證券から対象者普通株式の株式価値についての分析結果の報告を受けること等により、本公開買付けに係る情報収集を行い、それを踏まえて野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら慎重に本公開買付けについての検討を行ったとのことです。

対象者によれば、新第三者委員会は、これらの情報収集及び検討結果を踏まえ、本公開買付けを含む本件取引の実施により、対象者のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により対象者の企業価値が向上すると考えることには一定の合理性が認められ、他方、本件取引の実行が対象者の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まることから、本件取引が対象者の企業価値を向上させるものであると判断することは、合理的であるとの結論に至ったとのことです。

また、新第三者委員会は、本公開買付価格について、野村證券からの助言を得ながら、シマンテックとの間で、複数回の電話会議による直接交渉を含む、真摯な協議・交渉等を行ったとのことです。なお、新第三者委員会は、野村證券から、下記「対象者における公開買付者から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり野村證券が平成24年5月25日付で対象者に提出した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンのうち、株式価値算定書のドラフトの最終版に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受けるとともに、フェアネス・オピニオンのドラフトの最終版に基づき、本公開買付価格が対象者の株主にとって財務的見地より妥当である旨の説明を受けたとのことです。

そして、新第三者委員会は、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、委員全員一致の意見により、対象者取締役会に対し、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をすることは相当である旨、並びに、公開買付者による本公開買付けについて対象者取締役会が賛同すること及び本公開買付け後にシマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて対象者の発行済株式の全てを取得するための手続の実施を対象者取締役会が決定することは対象者の少数株主にとって不利益ではない旨の答申を行い、その詳細を記載した答申書を同日付で提出したとのことです。

なお、対象者によれば、第三者委員会の各委員はいずれも、シマンテック及び公開買付者との間で利害関係を有しておらず、対象者は、第三者委員会の各委員は本件取引に関し対象者の一般株主と利益は相反していないと考えているとのことです。

対象者における公開買付者から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、その公正性を担保すべく、公開買付者及びシマンテックから独立した第三者算定機関である野村證券に対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は、対象者との間に一定の取引関係がありますが、公開買付者及びシマンテックとの間で利害関係を有していないこと、上記「対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、対象者による本件取引に関する対象者の財務アドバイザーへの野村證券の選任は、本件取引に関し対象者の一般株主との間に利益相反のない委員から構成される新第三者委員会の指名に基づいていること等から、対象者は、野村證券は本件取引に関し対象者の一般株主と利益は相反していないと考えているとのことです。

野村證券は、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて、対象者の普通株式の株式価値分析を実施し、対象者は、野村證券から平成24年5月25日付で株式価値算定書を入手したとのことです。

上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 24,890円から29,022円

類似会社比較法 36,025円から39,076円

DCF法 42,767円から46,630円

市場株価平均法では、平成24年5月24日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者の普通株式の、基準日終値（24,890円）、直近1週間の終値平均（25,040円）、直近1ヶ月の終値平均（27,374円）、直近3ヶ月の終値平均（29,022円）及び直近6ヶ月の終値平均（27,705円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を24,890円から29,022円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を36,025円から39,076円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成24年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を42,767円から46,630円までと分析しているとのことです。なお、野村證券へ提出した対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

さらに、対象者は、平成24年5月25日、野村證券より、本公開買付価格である44,000円は対象者の株主にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領しているとのことです。

なお、対象者は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定書を取得していないとのことです。

対象者における公開買付者から独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、公開買付者及びシマンテックから独立した対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けの適法性、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程の公正性についての助言を受け、シマンテックが提案した本件取引を対象者が受け容れるための条件、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施時期等の諸条件について慎重に検討したとのことです。

対象者における利害関係のない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者によれば、対象者は、シマンテック及び公開買付者からの本公開買付けに関する説明、野村證券から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、新第三者委員会の答申等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者は、本公開買付けを含む本件取引の実施により、対象者のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により対象者の企業価値が向上すると考えられ、他方、本件取引の実行が対象者の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まること、旧提示価格を上回る本公開買付価格も妥当なものであること等から、本件取引は対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであると判断し、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、後記のスcott・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを前提とした本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、当該取締役会において、同じく後記のスcott・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、本新株予約権については、買付価格が1円であることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

そして、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名中、出席監査役3名）はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、シマンテックから当初本件取引の提案がなされ、シマンテックと対象者との間で本件取引についての具体的な議論が開始された平成23年8月3日から平成24年3月28日までの期間については、同期間における対象者の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏、及びシマンテックのシニア・バイスプレジデントを兼任していたフランシス・デスーザ氏（なお、フランシス・デスーザ氏は平成24年3月29日付で対象者の取締役を退任しているとのことです。）は、本件取引について、利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることから、いずれも対象者取締役会における本件取引に関する議題の審議及び決議に一切参加していないとのことです。

平成24年3月29日以降の期間については、同期間における対象者の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏及びシマンテックのバイスプレジデントを兼任しているフラン・ロッシュ氏（なお、フラン・ロッシュ氏は平成24年3月29日付で対象者の取締役に就任したとのことです。）は、本件取引について利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある一方で、対象者の全取締役4名のうち2名を占めることから、本公開買付けへの意見の表明を含む対象者取締役会における本件取引に関する議題の審議及び決議について、スコット・テイラー氏はかかる審議及び決議が行われた対象者取締役会に欠席する一方、フラン・ロッシュ氏は定足数を満たすため当該取締役会に電話会議システムを利用して出席したものの、上記審議において一切発言せず、また決議においては棄権しているとのことです。また、スコット・テイラー氏、フラン・ロッシュ氏及びフランシス・デスーザ氏は、いずれも、対象者の立場において本件取引に関するシマンテック及び公開買付者との協議・交渉等に参加していないとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上に加え、法令に定められた公開買付期間は最短で20営業日であるところ、公開買付者は、公開買付期間を30営業日に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに対する応募についての適切な判断の機会を確保しつつ、公開買付者以外の他の買付者による買付けの機会を確保し、もって本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

さらに、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に当該対抗買付者が対象者との間で接触又は交渉等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定と併せて、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
204,292 (株)	- (株)	- (株)

(注1) 本公開買付けでは、公開買付者は買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定数は、対象者の第17期第1四半期報告書(平成24年5月10日提出)に記載された平成24年3月31日現在の発行済株式総数(454,790株)に、対象者の第16期有価証券報告書(平成24年3月29日提出)に記載された平成24年2月29日現在において発行済みの本新株予約権(119個)(対象者によれば、平成24年3月1日から平成24年3月31日までの間、本新株予約権の数に変更はないとのことです。)の行使により発行される可能性のある対象者株式(平成24年4月1日以降本書提出日までにこれらの新株予約権が行使されることにより発行される可能性のある対象者株式数を含みます。)の最大数(119株)を加え、本公開買付けに応募する予定のないシマンテックが保有する株式数(242,416株)及び上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数(8,201株)を控除した株式数です。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 公開買付者は、公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者普通株式も買付けの対象としております。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	204,292
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	119
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月28日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月28日現在)(個)(g)	242,416
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(j)	446,589
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	45.73
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数204,292株に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、対象者の第16期有価証券報告書(平成24年3月29日提出)に記載された平成24年2月29日現在において発行済みの本新株予約権(119個)(対象者によれば、平成24年3月1日から平成24年3月31日までの間、本新株予約権の数に変更はないとのことです。)の目的である対象者株式に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月28日現在)(個)(g)」は、シマンテックが所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者の第17期第1四半期報告書(平成24年5月10日提出)に記載された平成24年3月31日現在の総株主の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式についても買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在の発行済株式総数454,790株から上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数8,201株を控除した数である446,589株に、対象者の第16期有価証券報告書(平成24年3月29日提出)に記載された平成24年2月29日現在において発行済みの本新株予約権(119個)(対象者によれば、平成24年3月1日から平成24年3月31日までの間、本新株予約権の数に変更はないとのことです。)の行使により発行される可能性のある対象者株式(平成24年4月1日以降本書提出日までにこれらの新株予約権が行使されることにより発行される可能性のある対象者株式数を含みます。)の最大数(119株)を加えた株式数に係る総株主の議決権の数(446,708個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

本公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みをされる方(株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募して下さい。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類(注1)が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合(対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意下さい。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株式については再度上記特別口座へ記録することはできません。

新株予約権の応募の受付にあたっては、本公開買付けの完了を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類とともに、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」をご提出いただく必要があります。また、新株予約権には譲渡制限が付されており、対象者の取締役会決議に基づき新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」を併せてご提出下さい。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。

日本の居住者である個人株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募して下さい。また、本人確認書類(注1)が必要になります。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成された原本)、健康保険証、運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード等(氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの)

法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成されたもので、名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの)

法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要になります。

外国人株主等・・・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注2) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主等の場合)

日本の居住者である個人株主等の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等については、株主等の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家その他の専門家にご確認下さい。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約を解除する旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	8,988,848,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	80,000,000
その他(c)	20,000,000
合計(a) + (b) + (c)	9,088,848,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(204,292株)に1株当たりの買付価格(44,000円)を乗じて得られた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
情報・通信業	シマンテックコーポレーション (アメリカ合衆国 カリフォルニア州 マウンテンビュー エリス・ストリート350)	買付け等に要する資金の借入れ 担保：なし	11,500,000
計(c)			11,500,000

(注) 借入れの具体的な時期、方法、期間、利率等の詳細については、別途協議の上定めるものとします。なお、公開買付者は、上記借入れの裏付けとして、シマンテックより、115億円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。公開買付者は、シマンテックの直近の貸借対照表及び預金残高証明書を参照し、シマンテックが融資の限度額を上回る現預金を有していることを確認しています。

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

11,500,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(2) 【決済の開始日】

平成24年7月13日(金)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還し、新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類(上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類)をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)への交付又は応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所への郵送により返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

本公開買付けでは、買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本書その他本公開買付けに関連する資料の配布は、一定の法域においては法律により制約される場合があります。本書その他本公開買付けに関連する資料を入手する方は、かかる制約について自ら了知しその居住する法域における関連する一切の制約を遵守することが、公開買付者により要求されます。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
平成23年10月7日	合同会社シマンテック・インベストメンツ設立

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

公開買付者は、次の事業を営むことを目的とします。

- ア 株式保有による事業活動の支配管理
- イ 前号に付帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、本公開買付けにより対象者の株式を取得し、保有することを、主たる事業とします。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成24年5月28日現在

資本金の額	発行済株式の総数
1円	

(注) 公開買付者は合同会社です。

【大株主】

平成24年5月28日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
シマンテックコーポレーション (Symantec Corporation)	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 マウン テンビュー エリス・ストリート350 (350 Ellis Street, Mountain View, CA, 94043, United States)		
計			

(注) 公開買付者は合同会社ですが、社員は上記1社のみであり、その持分割合は100.00%です。

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成24年5月28日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
職務執行者		グレゴリー・ エム・キング	昭和46年8月27日	平成9年10月	シンプソン・サッチャー・アンド・ パートレット法律事務所 米国弁護 士	
				平成19年1月	シマンテックコーポレーション リーガル・ダイレクター	
				平成21年6月	シマンテックコーポレーション シ ニア・ダイレクター	
				平成23年4月	シマンテックコーポレーション バ イス・プレジデント 法務担当(現 任)	
				平成23年10月	合同会社シマンテック・インベスト メンツ 職務執行者(現任)	
職務執行者		上村 健太	昭和44年7月31日	平成4年3月	京セラ株式会社 法務部	
				平成13年2月	日本ヒューレット・パッカード株式 会社 契約部	
				平成14年2月	ソニー・エリクソン・モバイル・コ ミュニケーションズ株式会社 法務 担当マネージャー	
				平成15年10月	ディー・エイチ・エル・ジャパン株 式会社 法務部長	
				平成18年9月	キャドバリー・ジャパン株式会社 法務部長	
				平成22年8月	株式会社シマンテック 法務部長 (現任)	
				平成23年10月	合同会社シマンテック・インベスト メンツ 職務執行者(現任)	
計						

(注) グレゴリー・エム・キング及び上村健太は、公開買付者の社員であるシマンテックの職務を行うべき者です。

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成23年10月7日に設立された会社であり、本書提出日現在、設立後、1事業年度（平成23年10月7日から平成23年12月31日まで）しか終了していないため、財務諸表は1年分のみ掲げております。

【貸借対照表】

貸借対照表

(平成23年12月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1	流動負債	0
現金及び預金	1	固定負債	0
固定資産	0	負債の部 合計	0
繰延資産	0	純資産の部	
		社員資本	1
		資本金	1
		出資金申込証拠金	0
		資本剰余金	0
		利益剰余金	0
		評価・換算差額等	0
		純資産の部 合計	1
資産の部 合計	1	負債及び純資産の部 合計	1

【損益計算書】

損益計算書

(平成23年10月7日から平成23年12月31日まで)

(単位：円)

科目	金額
売上高	0
売上原価	0
販売費及び一般管理費	0
営業外収益	0
営業外費用	0
特別利益	0
特別損失	0
当期純利益	0

【株主資本等変動計算書】

社員資本等変動計算書
(平成23年10月7日から平成23年12月31日まで)

(単位:円)

	社員資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	社員資本合計
当期首残高	1	0	0	1
当期変動額				
当期末残高	1	0	0	1

	評価・換算差額等	純資産合計
当期首残高	0	1
当期変動額		
当期末残高	0	1

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

平成24年5月28日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券		242,416(個)	
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計		242,416(個)	
所有株券等の合計数	242,416(個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

平成24年5月28日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券			
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

平成24年5月28日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券		242,416 (個)	
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計		242,416 (個)	
所有株券等の合計数	242,416 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

平成24年5月28日現在

氏名又は名称	シマンテックコーポレーション (Symantec Corporation)
住所又は所在地	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 マウンテンビュー エリス・ストリート350 (350 Ellis Street, Mountain View, CA, 94043, United States)
職業又は事業の内容	企業及び個人の情報を守り、管理を実現する為のセキュリティ、ストレージ及びシステム管理ソリューションの提供
連絡先	連絡先 弁護士 岩倉 正和 / 志村 直子 連絡場所 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル 西村あさひ法律事務所 電話番号 (03)5562-8500
公開買付者との関係	公開買付者に特別資本関係を有する者

【所有株券等の数】

平成24年5月28日現在

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券		242,416 (個)	
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計		242,416 (個)	
所有株券等の合計数	242,416 (個)		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本公開買付けは、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを目的とする一連の取引の一環として行われるため、公開買付者は、シマンテックより、その保有する対象者普通株式の全てである242,416株（対象者の第17期第1四半期報告書（平成24年5月10日提出）に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数である454,790株から上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数8,201株を控除した数である446,589株に対する所有株式数の割合：約54.28%（小数点以下第三位を四捨五入しています。））については本公開買付けに応募しない旨の表明を受けております。（シマンテックが単独で対象者の発行済株式の全てを保有することとするか、シマンテック及び公開買付者が合わせてこれを保有することとするかについては、本書提出日現在未定です。）

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、シマンテック及び公開買付者からの本公開買付けに関する説明、野村證券から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、新第三者委員会の答申等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者は、本公開買付けを含む本件取引の実施により、対象者のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により対象者の企業価値が向上すると考えられ、他方、本件取引の実行が対象者の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まること、旧提示価格を上回る本公開買付価格も妥当なものであること等から、本件取引は対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであると判断し、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、後記のスコット・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを前提とした本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、当該取締役会において、同じく後記のスコット・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、本新株予約権については、買付価格が1円であることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

そして、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名中、出席監査役3名）はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、シマンテックから当初本件取引の提案がなされ、シマンテックと対象者との間で本件取引についての具体的な議論が開始された平成23年8月3日から平成24年3月28日までの期間については、同期間における対象者の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏、及びシマンテックのシニア・バイスプレジデントを兼任していたフランシス・デスーザ氏（なお、フランシス・デスーザ氏は平成24年3月29日付で対象者の取締役を退任しているとのことです。）は、本件取引について、利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることから、いずれも対象者取締役会における本件取引に関する議題の審議及び決議に一切参加していないとのことです。

平成24年3月29日以降の期間については、同期間における対象者の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏及びシマンテックのバイスプレジデントを兼任しているフラン・ロッシュ氏（なお、フラン・ロッシュ氏は平成24年3月29日付で対象者の取締役に就任したとのことです。）は、本件取引について利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある一方で、対象者の全取締役4名のうち2名を占めることから、本公開買付けへの意見の表明を含む対象者取締役会における本件取引に関する議題の審議及び決議について、スコット・テイラー氏はかかる審議及び決議が行われた対象者取締役会に欠席する一方、フラン・ロッシュ氏は定足数を満たすため当該取締役会に電話会議システムを利用して出席したものの、上記審議において一切発言せず、また決議においては棄権しているとのことです。また、スコット・テイラー氏、フラン・ロッシュ氏及びフランシス・デスーザ氏は、いずれも、対象者の立場において本件取引に関するシマンテック及び公開買付者との協議・交渉等に参加していないとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者の持分の全てを保有するシマンテックは、昭和63年4月にアメリカ合衆国デラウェア州にて設立された、企業及び個人の情報を守り、管理を実現する為のセキュリティ、ストレージ及びシステム管理ソリューションの提供を主要な事業の内容とする会社であり、同社の株式は、本書提出日現在、米国ナスダック市場に上場されています。また、対象者は、平成8年2月に設立された、電子認証サービス及び運用アウトソーシングサービス等を主要な事業の内容とする株式会社です。

シマンテックは、平成22年8月9日、平成22年5月19日付Acquisition Agreementに基づき、米国ベリサイン・インクからの認証事業譲受の一環として、日本におけるSSLサーバ証明書サービス及びクライアント認証サービスの販売及びマーケティングを主たる事業としている対象者の発行済普通株式の約54.28%（対象者の第17期第1四半期報告書（平成24年5月10日提出）に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（454,790株）から上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数8,201株を控除した数である446,589株に対する所有株式数（242,416株）の割合）（小数点以下第三位を四捨五入しています。）を、米国ベリサイン・インクから相対で取得しました。この対象者普通株式の取得は、事業譲受の一環として行われたため、公開買付けによらずに行われまし

た。

対象者は、シマンテックのSSLサーバ証明書サービスに関し、日本での製品戦略立案及び製品管理、代理店パートナー等の販売網の開拓、製品・サービスの日本市場向けローカライゼーション、プロダクトマーケティング及びダイレクトマーケティング、販売、製品サポート及び認証を行っています。対象者のクライアント認証サービスは、マネージドPKIサービス（電子認証局業務のアウトソーシングサービス）、使い捨てパスワードによる強固な二要素認証を実現するワンタイムパスワード（VIP）及びオンライン詐欺を防止するリスクベース認証に大別され、対象者は、これらのソリューションに関しても、日本での製品戦略立案及び製品管理、ローカライゼーション、プロダクトマーケティング、製品サポート及び販売を行っています。また、対象者は、これらの事業を行うため、川崎市と札幌市でデータセンターを運営しています。

対象者の平成23年12月期の連結売上高は6,788百万円であり、その主な内訳は、SSLサーバ証明書サービスによる売上高が4,723百万円、マネージドPKIを主力とするクライアント認証サービスの売上高が1,933百万円となっております。また、ドメイン管理サービスの再販等を主とするその他サービスの売上高は131百万円となっております。

近年、対象者のSSLサーバ証明書サービス及びクライアント認証サービスは、厳しい状況にあり、主力の認証製品の売上高は、平成21年から平成22年にかけては約11%減少しましたが、平成23年には約5%増加して回復しました。対象者はそのSSLサーバ証明書製品を、高付加価値ゆえ相対的に高価格に設定しておりますが、競合他社による低価格攻勢により、厳しい競争環境におかれています。

シマンテックは、他の地域においては、マルウェアスキャン（ウェブサイトが悪意のあるソフトウェアやコードが含まれていないかを1日に1回自動的にスキャンする機能）、シールインサーチ（検索結果にノートン™セキュアドシールを表示するサービス）及び脆弱性スキャン等の付加価値サービスを通じてSSLサーバ証明書製品を差別化するという戦略を推進しています。また、対象者は日本において同様の戦略を推進し、法人向け直接販売、ウェブサイトを通じての直接販売、及び事業パートナーといった各販売網を通じて、SSLサーバ証明書製品を販売しています。

クライアント証明書及びVIPの販売は、クラウドビジネス環境の整備に伴い増加傾向にありますが、他製品との組み合わせによるソリューションが、今まで以上に求められています。

本公開買付けの第一の戦略的な目的は、SSLサーバ証明書サービス及びクライアント認証サービス双方の成長を促進することです。また、対象者の非上場化により実現する一般管理費削減分を、事業に再投資することも検討しております。

SSLサーバ証明書サービスに関しては、停滞気味の日本におけるSSL事業を改善させることを目的としています。対象者のSSLサーバ証明書サービスによる連結売上高は、市場における競争激化や日本国内における相対的に高い価格設定もあり、平成22年12月期の4,586百万円から平成23年12月期には4,723百万円へ増加したものの、平成21年12月期の5,291百万円からは減少しました。一方、世界のその他の地域の市場では、シマンテックのSSLサーバ証明書の受注高は、過去の4四半期において、平均して前年対比8%増で推移しています。これは、製品の差別化、マーケティングの強化といった施策によるものです。本公開買付けの完了後、シマンテックは、製品差別化のローカライズを加速し、契約更新比率を向上させるとともに新規顧客向け事業を拡充するために、他の地域で功を奏したマーケティング戦略を実行することも検討しています。

シマンテック及び対象者は、平成22年8月以来、対象者の企業価値を最大化するための様々な手段を検討してきました。その結果、シマンテックは、対象者及びシマンテックが望ましい成長を実現するためには、シマンテックと対象者の間でより緊密な関係を構築することが最善の方法であるとの結論に至り、平成24年5月25日、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを目的とする一連の取引の一環として、公開買付者に、対象者の普通株式（シマンテックが保有する対象者普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権を本公開買付けにより取得させることを決定いたしました。とりわけ、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることにより、対象者は、シマンテックのブランド及びその他の共通のリソースをより効果的に活用することができるようになり、迅速な意思決定を通じて、競争の激しい市場における環境の変化に早期に対応することができるようになると考えております。（シマンテックが単独で対象者の発行済株式の全てを保有することとするか、シマンテック及び公開買付者が合わせてこれを保有することとするかについては、本書提出日現在未定です。）なお、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とした後における対象者の役員構成の詳細については未定です。

本公開買付けが完了した場合、シマンテックは、製品の差別化を一層強化し、対象者のSSLサーバ証明書及びクライアント認証サービスの販売体制を見直すことも検討しています。また、シマンテックは、世界的な戦略を活用し、既存の社内営業体制を改善することにより、SSLサーバ証明書の契約更新比率の向上、新しい事業に注力するための環境整備、マーケティング費用の増加等も検討しています。

クライアント認証サービスについては、本公開買付けが完了した場合、シマンテックは、対象者のクライアント認証サービスとシマンテックの他製品を組み合わせたソリューションを用意し、シマンテックの日本法人である株式会社シマンテックの販売力も活用し、対象者の販売部隊と共同して、クライアント認証サービスの成長を促進させる予定です。

本公開買付価格を決定するために、公開買付者及びシマンテックは、対象者より提供された事業戦略、商品及び顧客等に関する情報、並びに損益計算書等を含む財務情報に基づき、対象者の財務・事業を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者及びシマンテックは、対象者普通株式が一般的に金融商品取引所を通じて売買されていることに鑑みて、過去6ヶ月間における株価推移を参考に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通しを勘案した結果、本公開買付価格を44,000円とすることに決定いたしました。なお、対象者との協議・交渉に際しては、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を参照しております。公開買付者及びシマンテックは、本公開買付価格の決定に際しては、上記のとおり、財務情報等の客観的な資料に基づきつつ、対象者の株式価値に関するその他の諸要素（対象者より提供された事業戦略、商品及び顧客等に関する情報、並びに株価推移）を総合的に考慮した上で、対象者の取締役会が設置した第三者委員会との間で複数回実施された真摯な協議・交渉（詳細は、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「対象者における独立した第三者委員会の設置」をご参照下さい。）の結果等を踏まえることにより本公開買付価格を決定すると判断したため、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

本公開買付価格である44,000円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成24年5月24日の対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における終値（24,890円）に対して約76.78%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間（平成24年4月25日から平成24年5月24日まで）の終値単純平均（27,374円（小数点以下第一位を四捨五入しています。））に対して約60.74%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを、同過去3ヶ月間（平成24年2月27日から平成24年5月24日まで）の終値単純平均（29,022円（小数点以下第一位を四捨五入しています。））に対して約51.61%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを、同過去6ヶ月間（平成23年11月25日から平成24年5月24日まで）の終値単純平均（27,705円（小数点以下第一位を四捨五入しています。））に対して約58.82%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを加えた額に相当します。

なお、本公開買付価格は、本書提出日の前営業日である平成24年5月25日の対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における終値（25,300円）に対して約73.91%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを加えた額に相当します。

本公開買付けの対象に含まれる本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであります。本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならないこととされていますが、対象者は、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに応募された本新株予約権の買付けに関しては、本公開買付けの完了、及び、公開買付者又は本新株予約権を保有する者から対象者に対して会社法に定める譲渡承認請求がなされることを停止条件として、公開買付者への本新株予約権の譲渡を承認する旨の決議を行ったとのことですが、本新株予約権のいずれについても、本書提出日現在において既に行使期間が開始しているところ、本書提出日現在において、本新株予約権についてはいずれも、対象者普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っていることから、公開買付者は、各本新株予約権の買付価格は、1円とすることを決定しております。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者によれば、対象者は、公開買付者及び公開買付者の完全親会社であるシマンテックからの本件取引の提案が、構造的な利益相反を伴うものであり、対象者の少数株主の利益を確保する必要性があることから、本公開買付けについての取締役会の意見を決定するに際し、以下の過程を経たとのことです。

対象者は、平成23年8月3日に、シマンテックから本件取引の提案を受けたため、平成23年8月5日に対象者取締役会を開催し、同取締役会において、()旧第三者委員会を設置し、同委員会に対し、シマンテックが対象者の全株式の取得を目的として実施する公開買付けについて対象者取締役会が賛成するべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うことを諮問するとともに、当該公開買付けに関し、必要に応じ、対象者又は対象者の株主のために、シマンテックとの間で協議・交渉を行うことを委嘱すること、()本件取引に関する対象者の財務アドバイザーは旧第三者委員会が指名

する者とする事、及び、本件取引に関する対象者の財務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定することを決議したとのことです。その後、旧第三者委員会は、複数の財務アドバイザーの候補者の中から、財務アドバイザーとして野村證券を指名したため、野村證券が対象者の財務アドバイザーとして選任されたとのことです。

対象者によれば、旧第三者委員会は、合計12回開催され、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら、本件取引が対象者の企業価値に与える影響及び本件取引が対象者の株主利益に与える影響の観点から、情報の収集・検討等を行い、また、シマンテックとの間で本件取引に関する協議・交渉を行ったとのことです。

旧第三者委員会とシマンテックの協議・交渉においては、主にシマンテックが提示する買付価格の妥当性が論点となり、旧第三者委員会は、シマンテックから初めて買付価格の提示を受けた平成23年10月4日以降、シマンテックとの間で、シマンテックが提示する買付価格を引き上げるよう協議・交渉を続けてきましたが、旧第三者委員会において旧提示価格に賛同するに至らなかったことから、平成23年11月28日付で旧第三者委員会とシマンテックとの間の協議・交渉は終了し、対象者は、平成23年12月22日開催の対象者取締役会において、旧第三者委員会への諮問を終了する旨の決議を行ったとのことです。

その後、対象者は、平成24年3月30日に、シマンテックから再度本件取引の提案を受けたため、平成24年4月2日に対象者取締役会を開催し、同取締役会において、()新第三者委員会を設置し、同委員会に対し、(a)本公開買付けについて対象者取締役会が賛成すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、並びに、(b)本公開買付けについて対象者取締役会が賛同すること、及び、本公開買付け後にシマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて対象者の発行済株式の全てを取得するための手続の実施を対象者取締役会が決定することが、少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べることを諮問するとともに、本公開買付けに関し、必要に応じ、対象者又は対象者の株主のために、シマンテックとの間で協議・交渉を行うことを委嘱する旨を決議し、また、()本件取引に関する対象者の財務アドバイザーは新第三者委員会が指名する者とする事、及び、本件取引に関する対象者の財務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定することを決議したとのことです。その後、新第三者委員会は、財務アドバイザーとして野村證券を指名したため、野村證券が対象者の財務アドバイザーとして選任されたとのことです。

対象者によれば、新第三者委員会は、合計10回開催され、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら、本件取引が対象者の企業価値に与える影響及び本件取引が対象者の株主利益に与える影響の観点から、情報の収集・検討等を行い、また、シマンテックとの間で本件取引に関する協議・交渉を行ったとのことです。かかる協議・交渉の結果、シマンテックから、旧提示価格を上回る額の本公開買付価格が提示されるに至ったとのことです。

具体的には、新第三者委員会は、シマンテックに対する質問書の送付、対象者経営陣及びシマンテックに対するヒアリングを実施するとともに、野村證券から対象者普通株式の株式価値についての分析結果の報告を受けること等により、本公開買付けに係る情報収集を行い、それを踏まえて野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら慎重に本公開買付けについての検討を行ったとのことです。

対象者によれば、新第三者委員会は、これらの情報収集及び検討結果を踏まえ、本公開買付けを含む本件取引の実施により、対象者のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により対象者の企業価値が向上すると考えることには一定の合理性が認められ、他方、本件取引の実行が対象者の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まることから、本件取引が対象者の企業価値を向上させるものであると判断することは、合理的であるとの結論に至ったとのことです。

また、新第三者委員会は、本公開買付価格について、野村證券からの助言を得ながら、シマンテックとの間で、複数回の電話会議による直接交渉を含む、真摯な協議・交渉等を行ったとのことです。なお、新第三者委員会は、野村證券から、下記「対象者における公開買付者から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり野村證券が平成24年5月25日付で対象者に提出した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンのうち、株式価値算定書のドラフトの最終版に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受けるとともに、フェアネス・オピニオンのドラフトの最終版に基づき、本公開買付価格が対象者の株主にとって財務的見地より妥当である旨の説明を受けたとのことです。

そして、新第三者委員会は、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、委員全員一致の意見により、対象者取締役会に対し、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をすることは相当である旨、並びに、公開買付者による本公開買付けについて対象者取締役会が賛同すること及び本公開買付け後にシマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて対象者の発行済株式の全てを取得するための手続の実施を対象者取締役会が決定することは対象者の少数株主にとって不利益ではない旨の答申を行い、その詳細を記載した答申書を同日付で提出したとのことです。

なお、対象者によれば、第三者委員会の各委員はいずれも、シマンテック及び公開買付者との間で利害関係を有しておらず、対象者は、第三者委員会の各委員は本件取引に関し対象者の一般株主と利益は相反していないと考えているとのことです。

対象者における公開買付者から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得
対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、その公正性を担保すべく、公開買付者及びシマンテックから独立した第三者算定機関である野村證券に対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は、対象者との間に一定の取引関係がありますが、公開買付者及びシマンテックとの間で利害関係を有していないこと、上記「対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、対象者による本件取引に関する対象者の財務アドバイザーへの野村證券の選任は、本件取引に関し対象者の一般株主との間に利益相反のない委員から構成される新第三者委員会の指名に基づいていること等から、対象者は、野村證券は本件取引に関し対象者の一般株主と利益は相反していないと考えているとのことです。

野村證券は、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて、対象者の普通株式の株式価値分析を実施し、対象者は、野村證券から平成24年5月25日付で株式価値算定書を手したとのことです。

上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 24,890円から29,022円

類似会社比較法 36,025円から39,076円

DCF法 42,767円から46,630円

市場株価平均法では、平成24年5月24日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者の普通株式の、基準日終値(24,890円)、直近1週間の終値平均(25,040円)、直近1ヶ月の終値平均(27,374円)、直近3ヶ月の終値平均(29,022円)及び直近6ヶ月の終値平均(27,705円)を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を24,890円から29,022円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を36,025円から39,076円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成24年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を42,767円から46,630円までと分析しているとのことです。なお、野村證券へ提出した対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

さらに、対象者は、平成24年5月25日、野村證券より、本公開買付価格である44,000円は対象者の株主にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領しているとのことです。

なお、対象者は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定書を取得していないとのことです。

対象者における公開買付者から独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、公開買付者及びシマンテックから独立した対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けの手の適法性、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程の公正性についての助言を受け、シマンテックが提案した本件取引を対象者が受け容れるための条件、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施時期等の諸条件について慎重に検討したとのことです。

対象者における利害関係のない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者によれば、対象者は、シマンテック及び公開買付者からの本公開買付けに関する説明、野村證券から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、新第三者委員会の答申等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者は、本公開買付けを含む本件取引の実施により、対象者のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により対象者の企業価値が向上すると考えられ、他方、本件取引の実行が対象者の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まること、旧提示価格を上回る本公開買付価格も妥当なものであること等から、本件取引は対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであると判断し、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、後記のスコット・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを前提とした本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決

議をしたとのことです。また、対象者は、当該取締役会において、同じく後記のスコット・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、本新株予約権については、買付価格が1円であることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

そして、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名中、出席監査役3名）はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、シマンテックから当初本件取引の提案がなされ、シマンテックと対象者との間で本件取引についての具体的な議論が開始された平成23年8月3日から平成24年3月28日までの期間については、同期間における対象者の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏、及びシマンテックのシニア・バイスプレジデントを兼任していたフランシス・デスーザ氏（なお、フランシス・デスーザ氏は平成24年3月29日付で対象者の取締役を退任しているとのことです。）は、本件取引について、利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることから、いずれも対象者取締役会における本件取引に関する議題の審議及び決議に一切参加していないとのことです。

平成24年3月29日以降の期間については、同期間における対象者の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏及びシマンテックのバイスプレジデントを兼任しているフラン・ロッシュ氏（なお、フラン・ロッシュ氏は平成24年3月29日付で対象者の取締役に就任したとのことです。）は、本件取引について利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある一方で、対象者の全取締役4名のうち2名を占めることから、本公開買付けへの意見の表明を含む対象者取締役会における本件取引に関する議題の審議及び決議について、スコット・テイラー氏はかかる審議及び決議が行われた対象者取締役会に欠席する一方、フラン・ロッシュ氏は定足数を満たすため当該取締役会に電話会議システムを利用して出席したものの、上記審議において一切発言せず、また決議においては棄権しているとのことです。また、スコット・テイラー氏、フラン・ロッシュ氏及びフランシス・デスーザ氏は、いずれも、対象者の立場において本件取引に関するシマンテック及び公開買付者との協議・交渉等に参加していないとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上に加え、法令に定められた公開買付期間は最短で20営業日であるところ、公開買付者は、公開買付期間を30営業日に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに対する応募についての適切な判断の機会を確保しつつ、公開買付者以外の他の買付者による買付けの機会を確保し、もって本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

さらに、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に当該対抗買付者が対象者との間で接触又は交渉等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定と併せて、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	平成21年12月期 (第14期)	平成22年12月期 (第15期)	平成23年12月期 (第16期)
売上高	7,402,550千円	6,489,589千円	6,747,317千円
売上原価	2,379,789千円	2,063,388千円	2,053,642千円
販売費及び一般管理費	3,116,646千円	3,153,234千円	3,276,764千円
営業外収益	75,573千円	69,137千円	62,593千円
営業外費用	49千円	660千円	368千円
当期純利益(当期純損失)	40,501千円	2,124,414千円	650,650千円

会計期間	平成24年12月期 (第17期)第1四半期 連結累計期間
売上高	1,738,418千円
売上原価	550,651千円
販売費及び一般管理費	850,982千円
営業外収益	11,238千円
営業外費用	1千円
四半期純利益(四半期純損失)	592,102千円

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 上記(注1を含みます。)は、対象者の第14期有価証券報告書(平成22年3月25日提出)、対象者の第15期有価証券報告書(平成23年3月29日提出)及び対象者の第16期有価証券報告書(平成24年3月29日提出)に基づいて作成しております。

(注3) 平成24年12月期(第17期)第1四半期連結累計期間については、対象者の第17期第1四半期報告書(平成24年5月10日提出)に基づいて作成しております。

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	平成21年12月期 (第14期)	平成22年12月期 (第15期)	平成23年12月期 (第16期)
1株当たり当期純損益	89.12円	4,709.52円	1,454.48円
1株当たり配当額	370円	500円	540円
1株当たり純資産額	21,979.77円	26,319.89円	27,163.01円

会計期間	平成24年12月期 (第17期)第1四半期 連結累計期間
1株当たり四半期純損益	1,325.83円
1株当たり配当額	
1株当たり純資産額	

(注1) 上記は、対象者の第14期有価証券報告書(平成22年3月25日提出)、対象者の第15期有価証券報告書(平成23年3月29日提出)及び対象者の第16期有価証券報告書(平成24年3月29日提出)に基づいて作成しております。

(注2) 平成24年12月期(第17期)第1四半期連結累計期間については、対象者の第17期第1四半期報告書(平成24年5月10日提出)に基づいて作成しております。

2【株価の状況】

(単位:円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所マザーズ市場						
	平成23年11月	12月	平成24年1月	2月	3月	4月	5月
最高株価	28,500	28,050	28,400	29,600	31,000	32,500	29,590
最低株価	24,300	24,700	25,000	26,320	27,400	28,500	22,520

(注) 平成24年5月の最高株価及び最低株価については、平成24年5月25日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成23年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	7	18	195	40	11	26,402	26,674	
所有株式数 (単位)	101	4,632	4,217	20,784	263,418	45	161,593	454,790	
所有株式数の割合(%)	0.02	1.02	0.93	4.57	57.92	0.01	35.53	100.00	

(注1) 自己株式8,201株は、「個人その他」に含まれております。

(注2) 上記(注1を含みます。)は、対象者の第16期有価証券報告書(平成24年3月29日提出)に基づいて作成しております。

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成23年12月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
米国シマンテック・コーポ レーション	アメリカ合衆国94043 カリフォルニア州 マウンテンビュー エリス・ストリート350	242,416	53.30
ドゥチェ モルガン グレン フェル シーアイ リミテッド ジェネラル クライアント アカウント	東京都中央区月島 4 丁目 4 - 1	7,863	1.72
エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社	東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 - 6	6,144	1.35
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアール デイ アイエスジー エフ イーエイシー	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 - 1 決済事 業部	5,247	1.15
株式会社エヌ・ティ・ティ ビー・シーコミュニケーションズ	東京都港区新橋 6 丁目 1 - 11	4,080	0.89
新日鉄ソリューションズ株式 会社	東京都中央区新川 2 丁目 20 - 15	2,641	0.58
松村 康史	京都府京都市左京区	2,100	0.46
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 11	1,593	0.35
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 - 5 日本生 命証券管理部内	1,536	0.33
株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ	東京都江東区豊洲 3 丁目 3 - 3	1,536	0.33
大日本印刷株式会社	東京都新宿区加賀町 1 丁目 1 - 1	1,536	0.33
計		276,692	60.84

(注1) 上記のほか、対象者所有の自己株式8,201株(1.80%)があります。

(注2) 上記大株主の状況に記載のある米国シマンテック・コーポレーションの株主名簿上の名義は、ステートストリートバンクアンドトラストカンパニーであります。

(注3) 上記(注1及び注2を含みます。)は、対象者の第16期有価証券報告書(平成24年3月29日提出)に基づいて作成しております。

【役員】

平成24年3月29日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
古市 克典	代表取締役社長		63	0.01
スコット・テイラー	取締役			
フラン・ロッシュ	取締役			
林 新	取締役			
野口 並人	常勤監査役			
藤田 敬司	監査役			
植松 祐二	監査役			
計			63	0.01

(注1) 取締役スコット・テイラー氏、フラン・ロッシュ氏、林新氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 上記(注1及び注2を含みます。但し、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合を除きます。)は、対象者の第16期有価証券報告書(平成24年3月29日提出)に基づいて作成しております。

(注4) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注5) 対象者の第17期第1四半期報告書(平成24年5月10日提出)によれば、第16期有価証券報告書の提出日以後、当該第1四半期報告書の提出日までにおいて対象者の役員の異動はありません。

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

【臨時報告書】

【訂正報告書】

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

5【その他】

対象者が公表した平成24年5月25日付「平成24年12月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成24年5月25日開催の取締役会において、本公開買付けにおける応募比率が3分の2以上となることを条件として、平成24年12月期の配当予想を修正し、平成24年12月期の剰余金の配当（期末）を行わない旨の決議をしたとのことです。

以上